

令和4年1月25日

営業時間の短縮要請について（特措法に基づく協力要請）

本県の感染状況については、加速度的に感染拡大が続いており、本日は初めて500人を超える新規感染者が確認され、また、病床使用率についても35%を超える状態であり、まさに感染爆発といった状況になっております。

こうした状況を踏まえ、政府においては、本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、まん延防止等重点措置の区域に本県を追加することとしたところです。

これを受け、県の対策本部会議において下記のとおり営業時間の短縮等を要請することとしました。

併せて、要請に応じていただいた飲食店のうち、要件を満たしている店舗等については、売上高等に応じて、協力金を支給します。

鹿児島県知事 塩田康一

記

1 営業時間短縮の要請期間

令和4年1月27日(木)0時～2月20日(日)24時 25日間

※ 期間中は、店頭にて時短を実施することを張り紙・ポスターで掲示すること（別添資料参照）。

2 対象となる区域

鹿児島県内全域

3 要請内容

飲食店について、要請期間の全ての期間において、次のとおり営業時間の短縮等を要請する。

区分	対象	要請内容
第三者認証店 以外の店舗	20時を超えて営業 する施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は、5時～20時までの間 ・酒類の提供は行わないこと。
第三者認証店	21時を超えて営業 する施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ①・営業時間は、5時～21時までの間 ・営業時間内での酒類の提供時間 に制限を設けない。 ②・営業時間は、5時～20時までの間 ・酒類の提供は行わないこと。 <p>上記①②いずれかを選択 <u>※全ての要請期間内で統一してください。</u></p>
	20時を超えて営業 する施設の管理者 (通常の営業終了 時間が21時以前)	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は、5時～20時までの間 ・酒類の提供は行わないこと。

(※) 第三者認証店とは、「鹿児島県飲食店第三者認証制度」の認証店をいう。

4 営業時間短縮の要請及び協力金の対象となる施設

対象施設の要件	
時短要請	時短要請の時点（令和4年1月25日）で、 <ul style="list-style-type: none"> ・対象区域において営業継続中（営業実態あり）であり、 ・<u>食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設。</u>
協力金	上記を満たすとともに、業種毎の感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）等を遵守している施設。

【対象外】

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）上、適法な、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得していない事業者

- (2) 「接待を伴う飲食店」であって、風俗営業法上の許可は受けているが、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業の許可は取得していない事業者
- (3) グループでの会話が想定されず飛沫感染のリスクの少ない「映画館、ネットカフェ、漫画喫茶、弁当屋、デリバリー、テイクアウト、キッチンカー、自動販売機等」の事業者
- (4) 通常の営業終了時間が、もともと20時以前(および営業開始が朝5時以降)の事業者
- (5) 既に廃業した事業者および以前から休業中の事業者
- (6) デリバリーヘルス・その他性風俗店の運営事業者
- (7) その他、店舗の運営等に関する関係法令に違反している事業者

5 協力いただいた事業者への協力金

県の要請に応じて、協力いただいた事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」を支給します。

(1) 協力金の対象

県の要請に応じ、令和4年1月27日(木)から令和4年2月20日(日)まで(計25日間)の全ての期間、営業時間短縮等に協力いただいた事業者(企業規模、個人・法人の形態を問わない)。

対象区域内で複数の店舗を運営する事業者は、対象区域内の対象店舗の全てについて時間短縮営業をすることが必要となります。

(2) 協力金の金額

今回の協力金は、店舗の事業規模に応じて、額が決まります。

<要請期間> 令和4年1月27日(木)0時から2月20日(日)24時まで

<対象区域> 鹿児島県内全域

区分	要請内容	金額
第三者認証店 以外の店舗	・営業時間は5時 ～20時までの間 ・酒類の提供は行 わないこと	【中小企業】 売上高に応じて1店舗当たり「62.5万円～187.5万円」 ※ 1日当たりの協力金額(2.5～7.5万円)×要請期 間(25日間) 【大企業】(中小企業においても、この方式を選択可) 1店舗当たり「上限500万円」 ※ 1日当たりの協力金額(①売上高減少額/日×

		0.4) × 要請期間 (25日間) ※ ただし, ①の上限は「20万円/日」又は, 「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方
第三者認証店	① ・営業時間は5時～21時までの間 ・営業時間内での酒類の提供時間に制限を設けない	【中小企業】 売上高に応じて1店舗当たり「62.5万円～187.5万円」 ※ 1日当たりの協力金額 (2.5～7.5万円) × 要請期間 (25日間) 【大企業】(中小企業においても, この方式を選択可) 1店舗当たり「上限500万円」 ※ 1日当たりの協力金額 (① 売上高減少額/日 × 0.4) × 要請期間 (25日間) ※ ただし, ①の上限は「20万円/日」又は, 「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方
	② ・営業時間は5時～20時までの間 ・酒類の提供は行わないこと	【中小企業】 売上高に応じて1店舗当たり「75万円から250万円」 ※ 1日当たりの協力金額 (3～10万円) × 要請期間 (25日間) 【大企業】(中小企業においても, この方式を選択可) 1店舗当たり「上限500万円」 ※ 1日当たりの協力金額 (① 売上高減少額/日 × 0.4) × 要請期間 (25日間) ※ ただし, ①の上限は「20万円/日」

(3) 申請受付

- ①申請期間 令和4年2月21日(月)～5月2日(月)
(※当日消印有効)
- ②申請書公開 令和4年2月21日(月)13時
(県ホームページへ掲載予定)
- ③申請窓口 〒892-8799 鹿児島東郵便局留
鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局
- ④申請方法 「申請窓口」まで申請書類を簡易書留, レターパックで郵送 (※事業者毎に申請)

⑤申請書類

ア 協力金申請書 [指定様式]

イ 振込先口座通帳の写し

ウ 本人確認書類（免許証の写し等）

エ 営業実態が確認できる書類（確定申告書等の写し）

オ【店舗毎】申請する店舗の写真

カ【店舗毎】営業に必要な許可を有していることがわかる書類
（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく、飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し）

キ【店舗毎】営業時間短縮期間及び短縮した営業時間が確認できる書類（告知するポスター・チラシ、写真等）

ク 誓約書 [指定様式]

ケ 売上高が確認できる書類

など

6 協力金の先渡給付

令和2年11月1日以降に協力金の受給実績のある事業者で、県の要請に応じて、協力いただいた事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」を先渡給付します。

(1) 先渡申請対象

- ・ 令和2年11月1日から令和3年9月30日までの時短要請に応じていただき協力金の受給実績のある方
- ・ 全期間、県の時短要請に協力いただいた方
- ・ 時短要請期間終了後に本申請を行う方
- ・ 本申請を行う際に売上高方式を選択する方

(2) 先渡給付額

① 第三者認証店以外の店舗（20時までの時短・酒提供不可）
30万円（2.5万円×12日）

② 第三者認証店

ア 21時までの時短・酒提供可の場合
30万円（2.5万円×12日）

イ 20時までの時短・酒提供不可の場合
36万円（3万円×12日）

(3) 先渡申請受付 (※時短要請期間終了後に必ず本申請を行ってください)

①申請期間 令和4年1月31日(月)～2月8日(火)
(※当日消印有効)

②申請書公開 令和4年1月31日(月)13時
(県ホームページへ掲載予定)

③申請方法 FAX, 電子メール, 郵送 のいずれかを選択

(申請窓口) 鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局
・ FAX 099-813-7641
・ 電子メール zitan@kag-manen.jp
・ 住所: 〒892-8799 鹿児島東郵便局留

④申請書類
先渡給付申請書 [指定様式] (※添付書類は不要)

7 お問い合わせ先

① 「時短要請」については

コロナ相談かごしま

・ 電話番号 099-833-3221

② 「協力金」については

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

・ 電話番号 099-295-0286
・ 受付時間 9:00～17:00 (平日)